

放射性物質汚染廃棄物処理事業



【令和5年度要求額 65,525百万円（58,776百万円）】



放射性物質汚染対処特措法に基づき放射性物質汚染廃棄物の処理を着実に進めます。

1. 事業目的

平成23年3月に発生した東日本大震災に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減するため、「放射性物質汚染対処特措法」及びその「基本方針」に基づき、特定廃棄物（対策地域内廃棄物及び指定廃棄物）等の処理を着実に推進する。

2. 事業内容

○対策地域内廃棄物の処理

36億円

対策地域内廃棄物の仮置場への搬入、仮設焼却施設における処理等を行う。

○指定廃棄物の処理

181億円

福島県内の指定廃棄物の処理を行う。また、県外の指定廃棄物を集約するための長期管理施設の整備に向けた取組等を推進する。

○特定廃棄物の埋立処分

422億円

既存管理型処分場を活用し福島県内の特定廃棄物の埋立処分等を行う。

○農林業系廃棄物の処理

14億円

農林業系廃棄物処理に要する費用を補助する。

○廃棄物処理施設モニタリング

2億円

特定一般廃棄物処理施設等のモニタリング等に要する費用を補助する。

3. 事業スキーム

■事業形態 請負事業、直接補助事業等

■請負先、補助対象 民間事業者、地方公共団体等

■実施期間 平成23年度～

4. 汚染廃棄物対策地域の状況

